

奥尻町災害対策本部設置運営規程について

奥尻町災害対策本部の設置運営について次のとおり定める。

記

奥尻町災害対策本部の設置に関し、町長は緊急やむを得ないと認めた場合においては、災害対策基本法第23条、第1項の防災会議の意見をきくことを省略することができるものとする。